

## 美幌町再生可能エネルギー導入戦略（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果

令和6年2月21日(火)から3月21日(木)までの間、「美幌町再生可能エネルギー導入戦略(案)」について、パブリックコメント(意見公募)手続を実施したところ、7件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する町の考え方及び回答を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

|   | 該当箇所                  | ご意見の内容   | 町の考え方   | 回答   |
|---|-----------------------|--|---|--|
| 1 | 戦略の目標                 | 本計画の目標年度は2030年、2050年で設定されていますが、具体策については、殆どが「検討する」となっており、実効性に欠けており目標達成できないことが懸念されます。いつまでに検討し何を実行するのか、毎年評価し具体策を立てるということを明記していただきたい。そしてその内容（進捗状況）を公表していただきたい。 | 本戦略では、本町における再生可能エネルギーのポテンシャルを算出し、そのポテンシャルから検討することができる具体的施策を示しています。<br>このことからご指摘のとおり、各施策を「検討する」ととどめておりますが、今後地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定する予定であり、より具体的な取組を検討してまいります。<br>また、進捗状況に関しても施策の検討状況などから、町民の皆様に関わりやすくお知らせできるよう努めてまいります。 | 計画については、原文のままとさせていただき、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |
| 2 | P33<br>太陽光エネルギーポテンシャル | 太陽光エネルギーは降雪期はどの程度のエネルギー確保できるとの試算ですか、その根拠は何ですか？   | 本戦略における各種再生可能エネルギーの導入見込み量は、ポテンシャルを試算するものであることから、経済産業省が示す設備の利用率を乗じて試算しており、降雪期による試算は行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。  | 計画については、原文のままとさせていただき、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |
| 3 | P33<br>太陽光設備の設置場所     | 太陽光パネルの設置場所について。設置する土地の選定については、自然環境への影響を考慮すべく専門家（自然環境保全の立場の専門家）をチームに入れてもらいたい。  | 再生可能エネルギー設備の設置場所に関しましては、国や道が定める自然環境保全法や自然公園法などの環境保全の基準から、設置すべきではない区域を考慮し、それ以外の区域において設備の設置を検討するものと考えております。   | 計画については、原文のままとさせていただき、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |

|   | 該当箇所                 | ご意見の内容  | 町の考え方  | 回答   |
|---|----------------------|---|--|--|
| 4 | P46<br>再生可能エネルギー導入目標 | 太陽光エネルギーを再生可能エネルギーの主力として目標設定しているが、個人も事業所も導入に積極的でないなか、具体的にどのように目標達成するのか？コンパクトシティをどのように実現するのか？具体的な記載が必要だと思います。        | <p>本町における太陽光パネルの設置状況は2020年3月時点では9,453KWh/年で、2023年3月時点では16,586MWh/年となっており、徐々に導入量が増えております。</p> <p>しかし、目標実現に向けては、さらなる導入を進める必要があります。町民の皆様のご協力は必須であると考えておりますので、今後積極的な情報発信や初期投資の支援のあり方について検討してまいります。</p> <p>コンパクトシティの実現に関しましては、今後策定予定の立地適正化計画にて取り組みを進める所ですが、再生可能エネルギーの導入推進が実現の一助となるよう施策の検討に努めてまいります。</p> | 計画については、原文のままとさせていただきます。今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |
| 5 | P46<br>再生可能エネルギー導入目標 | 人口減少、活動量減少によるco2排出量は減少するのは明らかですが、ゼロカーボンを目指すためには積極的な取り組みが必要です。2030年から2050年までの20年間の間にも目標数値または目標達成率を細かく設定したほうが良いと思います。 | 現在のところ2030年から2050年の間に細かな目標数値を設定する予定はありませんが、今後策定を予定している地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の中で、取組の進捗状況をPDCAサイクルなどを活用し適切に管理してまいります。  | 計画については、原文のままとさせていただきます。今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |
| 6 | P47<br>森林吸収量         | 森林吸収量は2050年まで同量で見込めるとのことですが、4割を占める私有地の森林をそのまま同量で見込めるとする根拠は何ですか？   | <p>吸収量は、環境省の算定マニュアルに則り、森林面積に対して樹種別に定められたFM率（適切に維持管理されている状態の森林の割合）を乗じて算出しています。</p> <p>今後2050年まで本戦略において試算した2023年時点の森林面積を継続的に整備すると仮定していることから、同量を見込んでおります。</p>   | 計画については、原文のままとさせていただきます。今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |
| 7 | P49<br>脱炭素シナリオ       | Co2排出量の総計について、2013年度、2020年度は森林吸収量を加えずに、他年度と比較していますが、それだと正しい比較にならないのではないですか？   | <p>基準年度及び現況年度の森林吸収量は、環境省が示す森林吸収量の算定・計上方法に則し、森林の齢級構成の変化や自然影響など、人為的努力による吸収増分以外の要素も含まれてしまうため、基準年には吸収量を含めず、目標年度には吸収量を含める方式が認められています。</p> <p>日本では、約束年/期間の純吸収量をそのまま目標に算入していることから、本町においても同方式を採用したものです。</p>  | 計画については、原文のままとさせていただきます。今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。 |